



茨城県報

第 2234 号

平成22年11月22日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）…………… 1
- 平成22年度離転職者訓練（普通職業訓練短期課程）の追加訓練実施分に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等（職業能力開発課）…………… 2
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 2
- 土地改良区役員の退任（農林事務所）…………… 3

(公 安 委 員 会)

- 運転免許取得者教育の課程の認定…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 4
- 県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）…………… 5
- 地籍調査の成果認証（農村環境課）…………… 5
- 基本測量の終了（用地課）…………… 6
- 開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）…………… 6

告 示

茨城県告示第1330号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので，同法第51条第2号の規定により告示する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主な届出の内容

| 事業所番号 | 事業所の名称 | サービス | 変更の内容 | | |
|------------|------------------|----------------|---------|-----------------|------------------|
| | | | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| 0811900034 | ニチイケアセンター 牛久南 | 居宅介護 重度訪問介護 | 事業所の名称 | ニチイケアセンター 寺田 | ニチイケアセンター 牛久南 |
| | | | 事業所の所在地 | 取手市寺田4697- 1 | 牛久市南3-20- 2 |

2 変更年月日

平成22年11月1日

茨城県告示第1331号

平成22年3月29日茨城県告示第389号で告示した平成22年度の離転職者訓練（普通職業訓練短期課程）について、追加訓練実施分に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 離転職者訓練の訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等

| 学院名 | 訓練の種類 | 普通職業訓練 | | | |
|----------------|----------|--------------|-----|------|---------|
| | 訓練課程 | 短期課程 | | | |
| 学院名 | 区分 | 訓練科名 | 定員 | 訓練期間 | 訓練開始月 |
| 茨城県立日立産業技術専門学校 | 緊急雇用対策訓練 | フォークリフト運転技能科 | 20人 | 1ヶ月内 | 平成23年1月 |

2 訓練対象者

訓練対象者は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。

茨城県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年11月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 水戸神栖線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|------------------------------------|------|----------------------|-----------|------|
| 水戸市元吉田町1061番3から 水戸市元吉田町1028番4まで | 旧 | メートル 最大 - 最小 - | メートル - | |
| | 新 | 最大 73.1 最小 27.0 | 1,200 | 区域追加 |

茨城県告示第1333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年11月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|-----------------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 石岡市井関1035番1地先から 石岡市井関3600番地先まで | 旧 | メートル 最大 15.0 最小 6.6 | メートル 450 | |
| | 新 | 最大 28.0 最小 9.8 | 450 | 現道拡幅 |

茨城県告示第1334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成22年11月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡大洗線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|----------|--------------------|-------------|------|
| (イ)東茨城郡大洗町大貫町字舟渡2289番3 から (ロ)東茨城郡大洗町港中央15番まで (イ)東茨城郡大洗町大貫町字舟渡2289番3 から (ハ)東茨城郡大洗町大貫町字寺釜357番1 地先まで | (A) 旧 | メートル 最大 46.0 | メートル 968 | |
| | | 最小 15.6 | | |
| | (B) | 最大 30.3 | 667 | |
| | | 最小 4.7 | | |
| (イ)東茨城郡大洗町大貫町字舟渡2289番3 から (ロ)東茨城郡大洗町港中央15番まで | 新 (A) | 最大 46.0 最小 15.6 | 968 | 旧道移管 |

茨城県告示第1335号

銚田市新銚田二丁目6番3に事務所を置く銚田南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年11月22日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

退任

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|------------|
| 理 事 | 井 川 廣 | 銚田市畑田810番地 |

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第92号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条に規定する教育課程を認定したので、法第108条の32の2第2項の規定に基づき告示する。

平成22年11月22日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

1 住所及び名称並びに代表者の氏名

茨城県石岡市東大橋2848番地

株式会社 茨城県石岡自動車学校

代表取締役 宮本 弘行

2 使用する施設の名称及び所在地

茨城県石岡自動車学校

茨城県石岡市東大橋2848番地

3 課程の区分及び名称

規則第1条第3号に規定する課程 公安委員会認定 高齢ドライバー教室

規則第1条第6号に規定する課程 公安委員会認定 運転免許更新時教室

4 認定年月日

平成22年11月4日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年1月11日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年11月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 動物愛護を考える茨城県民ネットワーク

3 代表者の氏名

坂 本 真子美

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市二の宮 2 丁目 7 番地 20

5 定款に記載された目的

この法人は、動物の権利擁護を推進し、殺処分される動物の数を減らすこと、さらに市民や子どもたちへ命の大切さ・動物を愛護する精神を伝えるとともに、外国との情報交換を行い、動物福祉の充実した社会の実現を図ることにより、人も動物も快適に共生できる町づくり及び環境の保全、ひいては社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営横利根川地区土地改良事業（新農業水利システム保全整備事業）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営横利根川地区土地改良事業（新農業水利システム保全整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年11月24日から平成22年12月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

●地籍調査の成果認証

石岡市、坂東市、銚田市、水戸市、那珂市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| | |
|--------------|--|
| 調査を行った者の名称 | 石岡市, 坂東市, 鉾田市, 水戸市, 那珂市 |
| 成果の名称 | 地籍図及び地籍簿 |
| 調査を行った地域及び期間 | 石岡市田島一丁目・貝地一丁目・茨城一丁目・石岡の各一部, 田島二丁目の全部 平成20年10月6日から 平成20年12月18日まで 坂東市長谷, 桐木の各一部 平成19年9月5日から 平成20年2月24日まで 鉾田市塔ヶ崎の一部 平成20年5月7日から 平成21年2月12日まで 水戸市元吉田町の一部 平成19年10月3日から 平成19年11月20日まで 那珂市戸の一部 平成17年12月6日から 平成18年1月31日まで |
| 認証年月日 | 平成22年11月11日 |

~~~~~

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 3 作業終了日 平成22年10月29日
- 4 作業地域 取手市, かすみがうら市

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂市東木倉字清水原941番8
- 2 事業主の住所及び氏名
ひたちなか市大字東石川1181番地87

土 橋 忠 孝, 土 橋 裕 恵

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字加登田364番 1, 365番 2

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場364番地 1

坏 道 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字三条野725番 7, 同番19, 同番20

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字舟石川573番地12(ドミールセゾン C - 202)

児 玉 孝 二

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市生子字若宮2241番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛3243番地 4 (ハイツループル201)

安 積 雄 介

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)